

保保発 0927 第 3 号  
平成 29 年 9 月 27 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )

### 第 2 期データヘルス計画の策定に当たっての留意事項等について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条に基づき保険者が行う保健事業においては、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 308 号。最終改正平成 28 年 6 月 14 日。以下「保健事業実施指針」という。）第 4 に基づき、保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）の策定、実施及び評価を行うこととし、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正について」（平成 26 年 3 月 31 日付保発 0331 第 25 号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。）により貴職あてにお示ししたところである。

今般、平成 29 年度における第 2 期データヘルス計画の策定等に当たり留意すべき事項については、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 策定上の留意事項

第 2 期データヘルス計画の策定、事業の実施及び評価等に当たっては、保健事業実施指針及び局長通知において示している内容によるほか、厚生労働省において公表した「データヘルス計画作成の手引き（改訂版）」（※）を参考にすること。

※ データヘルス計画作成の手引き・改訂版（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061273.html>

## 2 第2期データヘルス計画の期間

保健事業実施指針では、特定健康診査等実施計画等との整合性も踏まえ、複数年とすることとされていることから、平成29年度において策定する第2期データヘルス計画については、平成30年度から平成35年度までの6年間を一期として策定すること。

## 3 第2期データヘルス計画の作成・提出

第2期データヘルス計画については、平成30年3月末までに作成すること。また、平成30年9月末までに「STEP1-2 保健事業の実施状況」を平成29年度の決算ベースに修正した上で、厚生労働省保険局保険課に提出すること。提出方法等については、健康保険組合連合会を通じて別途通知する。

なお、公表・周知については、保健事業実施指針で示しているとおり、加入者及び関係者に対し、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。

## 4 第1期データヘルス計画書 平成28年度実績報告の提出

第1期データヘルス計画書について、平成28年度決算ベースに修正した上で、平成29年12月末までに厚生労働省保険局保険課に提出すること。提出方法等については、健康保険組合連合会を通じて別途通知する。

<スケジュール>

	締切		
	平成 29 年 12 月末日	平成 30 年 3 月末日	平成 30 年 9 月末日
第 1 期計画 実績報告	第 1 期データヘルス計画書を平成 28 年度決算ベースに修正の上、厚生労働省へ提出		
第 2 期計画 作成		第 2 期データヘルス計画書を作成 ※厚生労働省への提出は不要	
第 2 期計画 提出			平成 29 年度決算ベースに修正の上、第 2 期データヘルス計画書を厚生労働省へ提出